

討論

◎安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

反対 山田 裕一

慎重審議を求めるといふ部分には賛同できるが、意見書の内容が、誤解に基づく表現があるため文言が不適切であり、白石市議会でも「安全保障関連法案」の調査に時間が必要である。

現在、国会で審議している平和安全法制は、抑止力を高め、二度と戦争を起こさせないための法案であり、憲法のもとで、国民の命と我が国の平和を守るために必要な法律を整備するものである。決して憲法違反、立憲主義の逸脱ということではない。

ここ10年、近隣国の軍事費激増や日本領海への外国公船の進入、自衛隊の緊急発進の増加、さらに、軍事技術の大幅な進歩、国際的なテロやサイバー攻撃など、日本を取り

巻く安全保障上の環境が大きく変化する中、いろいろな法律を点検し、すき間を防ぎ、抑止力を高め、戦争を未然に防ぐことが必要である。

また、海外にいる多くの日本人が戦闘に巻き込まれた場合、どのように守ればいいのか。今や、どの国も一国だけで安全を守ることができない。同盟国や友好国など国際社会との協力が必要である。

日本は、他の国と同じような武力行使はできないが、極めて限定的な武力の行使が許されている。武力の行使が拡大しないための歯止めも定められており、日本は今後も戦争をしないことが安全保障関連法案の目的である。

現在国会では、会期を延長し、本法案を慎重かつ徹底した審議をしようとしている姿勢を評価することから、この意見書に反対する。

賛成 伊藤 勝美

日本政府は1972年に、「他国に加えられた武力攻撃

を阻止することを内容とした集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」という政府見解を公表し、それ以来40年以上にわたり、この憲法解釈を維持してきた。

当然、「憲法を改正せずに、この憲法解釈を変更することは許されない」ということで、憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認することは、事実上の憲法改正になるのではないか。

また、憲法改正の手続きを経ずに、憲法解釈の内容を変更することは、「立憲主義の否定」とすると同時に、「違憲行為」でもあると考える。

先般、衆議院の憲法調査会が招致した憲法学者3名全員が、違憲判断を示したことも重大である。

また、平和安全法制特別委員会の参考人質疑において、元内閣法制局長官2名も、集団的自衛権の行使を可能とする法案を、「撤回すべき」「これまでの政府見解を逸脱している」と批判している。

さらに、共同通信社の全国電話世論調査では、安全保障

関連法案が「違憲である」「反対である」という回答が半数以上あり、この法案に対する国民の根強い疑念が浮き彫りになった形だと報じられた。

このように、この法案に関して国民の多くは、これまでの経緯を詳細に知り、内容を理解しないと、判断できないのではないか。

過日、国会の会期を95日間延長した。しかし、安全保障関連法案が衆議院で可決された場合、参議院で60日以内に採決されない場合、否決のみなし、衆議院で3分の2以上の賛成で再可決すると、これらの法案が法律となる。

政府は、大多数の憲法学者が違憲であると断じ、主権者の多数が法律制定に反対している安全保障関連法案を強引に成立させようとしている。

以上のことから、国民の多くが心配し、疑念を持っている。これら法案の成立を急ぐことなく、国会において慎重かつ徹底した審議を行うことは当然であり、国民の総意に沿うものであると考え、この意見書に賛成する。

第415回 市議会定例会

意見が分かれた議案の賛否一覧

議員氏名	議決結果																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
件名	澁谷 政義	伊藤 勝美	安藤 佳生	菅野 恭子	水落 孝子	沼倉 啓介	平間 知一	佐久間儀郎	保科惣一郎	四竈 英夫	小川 正人	佐藤 英雄	山田 裕一	制野 敬一	大野 栄光	大町 栄信	山谷 清	志村新一郎
議提第6号 安全保障関連法案の撤廃審議を求める意見書	○	○	○	×	○	○	×	○	議	×	×	×	×	○	×	×	×	×

※「○」⇒賛成した議員、「×」⇒反対した議員、「欠」⇒欠席した議員、「議」⇒議長のため表決に加わらない